

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
弁護士法人小杉法律事務所	代表社員弁護士	小杉晴洋	東京都	学術研究, 専門・技術サービス業	https://personal-injury.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新: 2025年11月15日

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A	① 物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A	④ 発荷主からの入出荷情報等の事前提供	・発荷主として貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主の準備時間を確保するため、入出荷情報等を早めに提供します。
3	A	⑥ 集荷先や配送先の集約	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から集荷先や配送先の集約について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
4	D	② 異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
5	E	① 宅配便の再配達の削減への協力	・社宅への宅配ボックスの設置やオフィス受取を推進します。
6	E	② 引越し時期の分散への協力	・令和8年4月に弁護士法人小杉法律事務所大阪オフィス出店と福岡オフィス移転を計画しておりましたが、引越期間となる3月が繁忙期のため、開設時期を2月に変更するなどの措置を取りました。今後も繁忙期を避けた取組みを実施します。

PR欄	弁護士法人小杉法律事務所では、ホワイト物流推進運動に積極的に参画し、物流業界の効率化と環境負荷軽減に貢献したいと考えています。トラック運転手さんの労働災害(労災)被害や交通事故被害等に事務所として専門的に取り組んでいますので、ホワイト物流推進運動が進み、運送に伴う事故のない社会を目指していきたいです。
-----	---